

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月三十日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

奈良県教育委員会規則第四号

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条の表企画管理室の項中、「企画法令係」を削り、同項の次に次のように加える。

教育政策推進室	企画法令係
---------	-------

第四条企画管理室の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、第十一号から第十三号までを削り、第十四号を第十号とし、同項の次に次の一項を加える。

教育政策推進室

- 一 教育振興大綱の進行管理に関すること。
- 二 教育委員会規則等の制定改廃に関すること。
- 三 教育に関する事務の点検及び評価に関すること。
- 四 教育に関する調査統計及び広報に関すること。
- 五 教育に関する法人に関すること。

附 則

この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。